

地域美化推進事業補助金の補助対象物と対象外物

対 象 と な る も の	対 象 と な ら な い も の
1. 古紙等回収収納庫	1. 各種薬品（除草剤）
2. 古紙等回収収納庫設置費・修理費	2. 焼却炉設置費
3. ごみ集積所設置費・修理費	3. 指定ごみ袋・粗大ごみシール
4. 清掃用具等収納庫	4. 除草委託料等の委託費
5. 清掃用具等収納庫設置費・修理費	5. 公民館等の区の施設内の備品・消耗品 （掃除用具・整理ケース等）
6. 花壇設備費（プランター・花壇柵等）	6. ハンドマイク・マイクスタンド
7. 花壇用具（土・種苗・肥料等）	7. メガホン
8. 掃除用具（ほうき・ちりとり・熊手 ・ごみバサミ等）	8. 飲食代
9. 看 板（不法投棄・犬の看板等）	9. 個人又は団体への謝礼
10.看板設置道具費（さえ木・釘等）	10.野外用机・椅子
11.草刈機（購入費・替え刃費・ 修理、点検費等）	11.剪定木細断機器
12.バリカン（購入費・替え刃費等）	12.腕章
13.芝刈機（購入費・替え刃費等）	13.野外テント
14.電気チェーンソー (購入費・替え刃費等)	
15.噴霧器	
16.害虫用消毒剤	
17.リヤカー・一輪車	
18.はしご・足場台・脚立	
19.刃物類(鎌・鋏・鋸 ・鋏・鉋・ナイフ等)	
20.ベニヤ板・コンパネ	
21.ロープ・ひも	

対象となるもの	対象とならないもの
<p>22.スコップ・シャベル</p> <p>23.容器類（バケツ・ポリタンク・ しょうけ等）</p> <p>24.電気コードリール</p> <p>25.ホース・ホースリール</p> <p>26.テーブルタップ・コンセント</p> <p>27.ブロック</p> <p>28.作業車レンタル料・燃料費</p> <p>29.生ごみ処理機・容器 （生ごみ処理機購入費補助金の 対象にはなりません。）</p> <p>30.軍手・長靴・麦わら帽子</p>	

※上記に挙げられていないものに関しては、申請の際に協議することと致します。